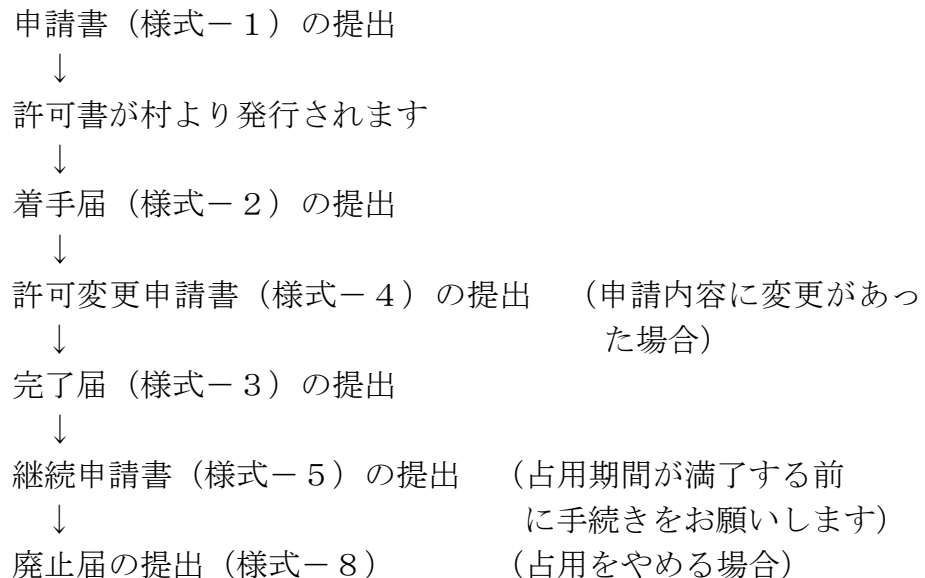


公共物占用許可を申請されるみなさまへ

道路への出入口を作るために用水路（道路側溝は除く）に蓋をしたい。国県村道ではない道路（認定外道路、赤線とも呼ばれます）等に管を埋設したい。など一定の施設を設置して使用する場合は公共物占用申請が必要となります。

1. 申請のながれ



2. 添付書類欄について

- ・ 添付した書類は□該当欄にレ印又は■を入れてください。
- ・ 承諾が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。

3. 提出部数 1部

4. 提出方法 役場建設課へ直接持参をお願いいたします。

- * 占用にあたり条例で定められた占用料を負担していただきます。
- * 設置した工作物等の維持管理は申請者で行っていただきます。
- * 既存の施設に手を加えるなど工事をする場合は自営工事の許可も必要となりますのでお問い合わせ下さい。
- * 役場にも申請書は用意してありますのでご利用下さい。
- * 不明点等はお気軽に白馬村役場建設課にお問い合わせ下さい。
- * 区長承諾書の取得にあたり区長に連絡する際は、期間に余裕をもってご連絡ください。

お問い合わせ 白馬村役場建設課
電話 0261-85-0724
メール kensetsu@vill.hakuba.lg.jp